松阪・多気・明和・大台圏域観光連携事業推進協議会
総合観光情報誌企画作成業務〈企画提案コンペ参加仕様書〉

１．業務名称

松阪・多気・明和・大台圏域観光連携事業推進協議会
平成２８年度　総合観光情報誌企画作成業務

２．発注者

松阪・多気・明和・大台圏域観光連携事業推進協議会

３．業務（企画提案コンペ）の目的

本業務は、通年型かつ持続可能な観光地づくりを目指すため、松阪・多気・明和・大台の１市３町の魅力を一つの観光エリアとして積極的に発信する観光 PR および観光振興による地域の活性化を図る一環として、知名度（ブランド力）の高い観光・旅行情報誌のノウハウと高いクオリティを活用し、当該地域の歴史・文化・自然・食・イベントなど様々な魅力を発信するための総合観光情報誌を作成し、これを効果的に配布・活用することで、松阪・多気・明和・大台エリアへの観光客誘致を図るものである。

ついては、本事業を実施するにあたり、当該業務を委託する事業者を選定するため、企画提案コンペを以下により実施する。

４．委託業務の内容

（１）業務（契約）名称

平成２８年度　松阪・多気・明和・大台圏域総合観光情報誌企画作成業務

（２）業務内容

①企画・作成

総合観光情報誌の作成にあたり、その企画・作成を行う。なお、取材・撮影・編集・印刷・製本など情報誌作成に要する業務全てを含むこととする。ただし、取材等により収集が困難な写真等については、可能な範囲で発注者が提供を行えることとする。

②配布

作成した総合観光情報誌を、誘客につながるよう、来訪者の属性を踏まえたうえで 10,000 部以上をより効果的な方法で配布すること。なお、効果的な配布を行うため、具体的な配布先・時期・方法については事前に発注者と十分協議して決定し、その配布実績についても報告を行うこととする。

③総合観光情報誌の仕様

規　　格：Ａ４版・フルカラー

材　　質：マットコート紙（７０kg 以上より上質なもの）

仕 上 り：１６ページ（表裏表紙含む）

部　　数：５０，０００部

納入期限：平成２８年１０月末日

納 品 先：松阪・多気・明和・大台圏域観光連携事業推進協議会事務局（松阪市　産業経済部　観光交流課）が指定する場所又はコンペにて決定した配布先。

そ の 他：版下電子データ（PDF 形式にて CD-ROM 記録媒体）を松阪・多気・明和・大台圏域観光連携事業推進協議会事務局へ９部提出するものとする。なお、PDF データは委託者がＨＰ等で利用できることとする。ただし、利用に際しては、受託者と委託者が協議し、期間等を定めたうえで利用できることとする。

５．委託期間

契約締結日から平成２９年３月３１日まで

６．委託金額（上限）

７，０００，０００円以内（税込み）

※委託金額（上限）を超える見積額の提案については失格とする。

７．企画提案コンペ実施方法

この仕様書に基づき提出された企画提案書類およびプレゼンテーションにより、松阪・多気・明和・大台圏域観光連携事業推進協議会が設置する審査委員会にて審査を行い、総合的に評価して最優秀提案者を選定し、委託契約を締結する。

８．企画提案コンペ参加資格

企画提案コンペに参加できるものは、全国的に知名度（ブランド力）のある旅行雑誌や観光地ガイドマップを発行していることとし、以下の条件を満たすこととする。

（１）旅行雑誌を定期発行（月刊、年刊等）し、全国の主要書店で販売している者、あるいは国内外の観光地ガイドマップを発行し、全国の主要書店で販売している者。

（２）地方自治法施行令第 167 条の４に該当しない者。

（３）松阪市、多気町、明和町、大台町及び三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

（４）本社（契約締結等の権限を営業所得に委任する場合は営業所等）の所在地におけるすべての県税・市町村税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者で、契約締結時に、納税の証明書類が提出できる者。

（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を含む）でないこと。

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団、もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

９．企画提案コンペ参加申込書の提出

（１）提出書類

①申込書　　・・・１部（様式１「平成 28 年度松阪・多気・明和・大台圏域総合観光情報誌企画提案コンペ参加申込書」）

②組織概要書　・・・１部（様式２「組織概要書」）

※原則、所定の様式とするが、「名称」「代表者名」「所在地」「設立年月日」「資本金」「従業員数」「主要な事業所」「沿革」が確認できる社史等がある場合は、これに代えることができる。

（２）提出期限：平成２８年７月６日（水）　１７時（必着）

（３）提出方法：郵送または持参

（４）提 出 先：松阪市産業経済部　観光交流課

※「１６．事務担当（書類提出先）」参照

（５）そ の 他：事務局による参加申込書類の確認後、参加資格の有無について各申込者にメールで連絡を行い、後日、郵送で参加資格証を送付する。

１０．企画提案書の提出

（１）企画提案書提出書類・部数

①企画提案書　　・・・９部（任意様式）

※原則Ａ４版・両面長辺綴じ印刷。片面 20 ページ以内とする。

※提案内容には、観光情報誌の「タイトル」、「コンセプト」、「誌面の構成概要」および「配布方法」に関する項目を必ず記載することとする。

②実施体制図・スケジュール・・・９部（任意様式）

※当該事業を円滑に推進するための提案者の実施体制および業務を完遂するための作業項目別のスケジュールを提示すること。

③見積書　　・・・１部（様式３「見積書」）

※見積書は提案者の社印により封印された封筒に入れ提出すること。

（２）提出期限：平成２８年７月２０日（水）　１７時（必着）

（３）提出方法：持参または郵送

（４）提 出 先：松阪市産業経済部　観光交流課

※「１６．事務担当（書類提出先）」参照

１１．質問の受付・回答

当該企画提案コンペに関わり、質問がある場合は文書（A４サイズ・任意様式）において行うものとする。なお、質問文書には、必ず「提案者名（会社名)」、「担当者名」、「電話番号」「FAX 番号」「メールアドレス」を記載すること。

（１）質問内容・・・原則、当該委託業務にかかる条件や手続きなどに関する事項に限定する。

（２）質問方法・・・持参・FAX・メールのいずれかとする。なお、FAX・メールで質問する場合には必ず、電話で着信確認を行うこととする。

（３）受付期限・・・平成２８年７月１１日（月）　１７時（必着）

（４）回答方法・・・原則、質問者にのみ質問のあった日から起算して２営業日以内に FAX にて回答するものとする。ただし、仕様の補足事項として取り扱うべき事項に関しては、参加申込のあった全提案者に FAX にて通知を行うこととする。

１２．企画提案プレゼンテーションの開催日時

提出された参加申込書類および企画提案書類に基づき、以下のとおりプレゼンテーション審査を実施する。

（１）日　時：平成２８年７月２５日（月）　午前１０時～

（２）場　所：松阪市役所　第４会議室
（三重県松阪市殿町 1340 番地 1）

（３）その他：プレゼンテーションは一提案者、１５分以内の提案説明および１０分以内の審査員からの質疑応答で実施する。なお、一提案者５人まで参加できることとする。

※提案者ごとにプレゼンテーションの開始時間が異なるため、詳細については、参加申込書記載のメールへ連絡することとする。

※事情により開催日時が変更となる場合は、事務局より改めて通知する。

※プレゼンテーションで使用する機材等に関しては、原則、提案者で準備することとする。ただし、プロジェクター等を使用する場合、スクリーンは事務局にて準備する。

１３．最優秀企画提案の選定・評価方法

（１）選定方法

プレゼンテーション終了後、松阪・多気・明和・大台圏域観光連携事業推進協議会が設置する審査会において書類およびプレゼンテーション内容に関して、以下の審査基準に基づき審査を行い、「提案評価」と「価格評価」による「総合評価」により最優秀提案者を決定する。

（２）審査基準

以下の「提案評価」と「価格評価」を合わせた「総合評価」により最優秀提案者を決定する。

【提案評価】

①適合性・・・提案内容が、当該事業の目的に合致したものとなっているか。

②訴求性・・・提案内容が、当該エリアの魅力・情報を伝えられる内容となっているか。

③効果性・・・提案内容が、情報発信と観光誘客に効果的なものとなっているか。また、全国的に知名度の高い旅行雑誌等のブランド力を活用した提案となっているか。

④実現性・・・本業務の本旨を理解し、必要な知識・能力を活用して業務を的確かつ円滑に遂行できる能力を備えているか。また、事業スケジュールが具体的で実行可能な内容となっているか。

【価格評価】

見積額から評価点を換算する。

（３）審査結果の通知

審査結果については、審査会開催日の翌日、個別に通知を郵送にて発送する。

１４．委託締結の締結

最優秀提案者決定後、最優秀提案者と契約条件および業務仕様書の内容を確認・協議し、委託契約を締結する。なお、契約締結に際しての基本条件としては次のとおりとする。

（１）契約保証金　　・・・免除

（２）業務報告・委託料の支払い

業務完了後、受託者は書面にて委託業務の報告を行うこととする。委託者は、この報告内容の検査が終了後、委託料を支払うものとする。

１５．その他

・企画提案・プレゼンテーションに要する一切の費用については提案者の負担とする。

・本業務の企画提案に際して提出された書類は返還しないものとする。なお、提出された書類に関しては、「松阪市情報公開条例（平成１７年松阪市条例第６号）」に準じ、情報公開の対象とする。

・参加申込の手続き後、参加資格を得た者が、企画コンペの参加を辞退する場合は、すみやかに辞退届（様式４）を提出すること。

・本業務の実施に際しては、委託者と十分な協議を行いながら事業を進めるものとし、企画提案の内容から、委託者･受託者協議のうえ、実施内容を変更できることとする。

・受託者は、本業務の全てを第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

・受託者は、本業務に関わり知り得た情報に関して、機密を厳守し、委託者に無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
・受託者は本業務に関わり、著作権、特許権、その他法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
・受託者は事業を遂行するにあたり、第三者に損害を与えた場合は、その損害の賠償を行うものとする。
・本業務の契約行為、事業の遂行に際しては松阪市契約規則（平成 17 年 1 月 1 日規則第 64 号）、松阪市会計規則（平成 17 年 1 月 1 日規則規則第 62 号）、松阪市松阪市個人情報保護条例（平成 17 年 1 月 1 日条例第 7 号）に準じ取り扱うこととする。
・その他、本仕様書に明記されていない事項であっても、法令等で定める事項については、これを遵守するとともに、本業務を遂行するうえで必要な事項に関しては、委託者・受託者、双方で協議しこれを決定することとする。

１６．事務担当（書類提出先）

松阪・多気・明和・大台圏域観光連携事業推進協議会
（事務局：松阪市産業経済部　観光交流課）
住所：５１５－８５１５
三重県松阪市殿町１３４０番地１
TEL：０５９８－５３－４４０５・４４０６
FAX：０５９８－２２－０００３
Mail：kank.div@city.matsusaka.mie.jp